

『ボランティア団体 ハートフルジャパン (Heartful Japan)』運用細則

1. 本細則の位置付け

ハートフルジャパンの活動を円滑に進めるために、規約で定められていない事項を運用細則で定める。

2. 会員に関する規定

2.1. 会員資格

会員資格を有するには(1)～(4)の全項目を充足すること。

- (1) 入会手続きあるいは年度ごとの継続手続きを行う
- (2) 年度会費を支払う
- (3) 英語のみで案内する英会話力を保持する
- (4) 反社会的勢力に所属していない

2.2. 会員資格喪失

会員資格の喪失は、(1)～(4)のいずれかの項目に該当する場合。

- (1) 会員から脱退の申し出があった
- (2) 英語で案内できないことが明らかになった
- (3) 反社会的勢力に所属していることが明らかになった
- (4) 応対時の態度や迷惑行為等により、活動を継続することが不適切と幹事会もしくは総会で判断された

2.3. 年会費

会費はボランティア保険期間に合わせ年度単位の支払いとし、当該年度の初回活動日に応じて以下の金額とする。

	初回活動日	
	4/1～12/31	1/1～3/1
一般	2000 円	1000 円
学生	1000 円	500 円

3. 総会に関する規定

3.1. 総会開催時期

- (1) 各年度の終了時期を目途に、参加者や会場確保の状況に合わせて開催する。
- (2) 開催の必要性を幹事会が認めた場合、(1)の時期にかかわらず開催する。

3.2. 総会運営規定

- (1) 幹事会で総会の開催を決定し、実際に総会を開いた時点で、総会参加者の過多に依らず総会は成立するものとする。
- (2) 採決が必要となった議題は、総会参加者の多数決により決定する。結果が同数の場合は、代表の判断を採用する。

以上